

【別紙】

令和 8 年 6 月改定版

利用料金について

《介護保険をご利用の方》

利用料金の計算方法は、（１）または（２）の基本料金＋（３）加算（該当項目）の合計金額となります。

（１） 基本料金（介護区分：要介護 1～5）

サービス区分		サービス提供時間	単位数	利用料 (10 割)	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師による 訪問	I 1	20 分未満	314	3,403 円	341 円	681 円	1,021 円
	I 2	30 分未満	471	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
	I 3	30 分以上 60 分未満	823	8,921 円	893 円	1,785 円	2,677 円
	I 4	60 分以上 90 分未満	1,128	12,227 円	1,223 円	2,446 円	3,669 円
理学療法士/作業 療法士/言語聴覚 士による訪問	I 5	20 分	294	3,186 円	319 円	638 円	956 円
	I 5 × 2	40 分	588	6,373 円	638 円	1,275 円	1,912 円

※1 単位：10.84 円（高槻市 4 級地）

（２） 基本料金（介護区分：要支援 1・2）

サービス区分		サービス提供時間	単位数	利用料 (10 割)	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師による 訪問	I 1	20 分未満	303	3,284 円	329 円	657 円	986 円
	I 2	30 分未満	451	4,888 円	489 円	978 円	1,467 円
	I 3	30 分以上 60 分未満	794	8,606 円	861 円	1,722 円	2,582 円
	I 4	60 分以上 90 分未満	1,090	11,815 円	1,182 円	2,363 円	3,545 円
理学療法士/作業 療法士/言語聴覚 士による訪問	I 5	20 分	284	3,078 円	308 円	616 円	924 円
	I 5 × 2	40 分	568	6,157 円	616 円	1,232 円	1,848 円

※1 単位：10.84 円（高槻市 4 級地）

※理学療法士等が利用開始日の属する月から 12 か月超の利用者に対し、指定介護
予防訪問看護を行った場合は 1 回につき 5 単位を減算します。

※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、利用料も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

※主治医から、病状の急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※夜間・早朝加算

夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）サービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

※深夜加算

深夜（22時～翌6時）にサービスを行った場合、基本単位数に50%加算されます。

（３） 病状や管理体制に関する加算

以下の要件を満たす場合、前記（１）又は（２）の基本料金に以下の利用料が加算されます。

項目及び算定要件	単位数	利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ（退院日の初回訪問）	350	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算Ⅱ（退院日の翌日以降の初回訪問）	300	3,252円	326円	651円	976円
緊急時訪問看護加算Ⅰ * 要同意	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
退院時共同指導加算 （退院前に病院と共同で指導を行った場合）	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
特別管理加算 （厚生労働大臣が定める疾病等の対象者）	重症の場合 500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
	上記以外 250	2,710円	271円	542円	813円
ターミナルケア加算	2,500	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
介護職員等処遇改善加算	当該加算を除く加減算後の総報酬単位数×1.8%				